

## 岡崎市学校給食運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校給食食材の一括調達及びこれに付随する調査研究等を実施する公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）に対し補助金を交付することにより、学校給食事業の円滑適正な運営とその充実発展に寄与することを目的とする。

### (市費補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げる人件費等

ア 協会が雇用する正規職員の年間実給与支給額及び退職給付引当資産取得経費並びに社会保険等事業主負担金

イ 協会が雇用する再任用職員の年間給与実支給額並びに社会保険等事業主負担金

ウ 協会が雇用する嘱託職員の年間給与実支給額並びに社会保険等事業主負担金

エ 協会の雇用する臨時職員の賃金、通勤費、奨励金及び社会保険等事業主負担金

オ 協会に支払い義務のある役員報酬等

(2) 次のアからエまでに掲げる食育推進活動費

ア 食育に関するシンポジウム等の開催に係る活動費

イ 地産地消推進の普及啓発に係る活動費

ウ 食に関する体験活動の実践に係る活動費

エ 食育推進に関する広報等に係る活動費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費について10分の10以内で市長の定める額とする。

### (交付申請)

第5条 協会は、規則第5条の市費補助金等交付申請書（様式第1号）に次の

書類を添えて、毎年度4月5日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前年度決算書（期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出すること。）
- (4) 協会の規約
- (5) その他必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第6条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、当該年度の予算に組入れること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（補助金の決定通知と交付）

第7条 市長は、補助金の申請のあったときは、その内容を審査し交付すべきと認めたときは、規則第7条の規定により市費補助金等交付決定通知書（岡崎市市費補助金等に関する規則について別記第1）にて通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、協会からの請求に基づき、年12回の概算払により交付する。ただし市長が必要と認めるときは、随時に交付することができる。

（補助金の変更交付申請と決定通知）

第8条 協会は、補助金額に変更を生じた場合は、第6条の規定を準用し市費補助金等変更交付申請を提出するものとする。

- 2 変更の決定通知については前条を準用し市費補助金等変更交付決定通知書を交付するものとする。

（実績報告）

第9条 協会は、規則第10条に規定する市費補助事業等実績報告書（様式第3号）を4月20日までに次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じ  
て調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内  
容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第11条の規定によ  
り、交付すべき補助金の額を確定し、市費補助金等交付確定通知書（岡崎市  
市費補助金等に関する規則について別記第2）にて通知するものとする。

2 協会は、第7条の規定に基づき概算払による交付を受けた場合は、前項に  
基づく補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(随時検査)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、その事業を適切におこな  
わせるため、随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をする  
ことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行する年度の交付申請は、第5条の規定に拘らず平成24年1月  
10日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。